

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

資料 1

1 行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更

(1) 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第1号	大字脚折字上向	約0.66ha	平成4年12月9日
第23号	大字上広谷字在家	約0.24ha	平成4年12月9日
第26号	大字五味ヶ谷字子ノ神	約0.19ha	平成4年12月9日
第32号	大字下新田字一本松	約0.12ha	平成4年12月9日

(2) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	面積	変更理由
第1号	面積及び区域変更	約0.43ha	生産緑地法第10条第1項の規定に基づき、都市計画の告示日から30年が経過し、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第14条の規定に基づき、地区の一部について、行為制限が解除されたため。
第23号	廃止		生産緑地法第10条第1項の規定に基づき、都市計画の告示日から30年が経過し、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。
第26号			
第32号			

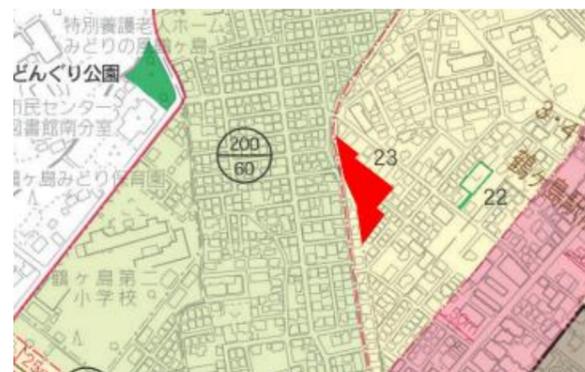
【位置図】

赤：行為制限が解除された生産緑地

第1号（大字脚折字上向）



第23号（大字上広谷字在家）



第26号（大字五味ヶ谷字子ノ神）



第32号（大字下新田字一本松）



坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

2 土地区画整理事業施行区域内の生産緑地地区の変更

(1) 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第15号	大字中新田字東山	約0.05ha	平成4年12月9日
第16号	大字中新田字東山	約0.11ha	平成4年12月9日
第17号	大字中新田字東山	約0.05ha	平成4年12月9日
第20号	大字上広谷字北番田	約0.07ha	平成4年12月9日
第33号	大字下新田字一本松	約0.08ha	平成4年12月9日

※第33号生産緑地地区は、特定生産緑地に指定されている。

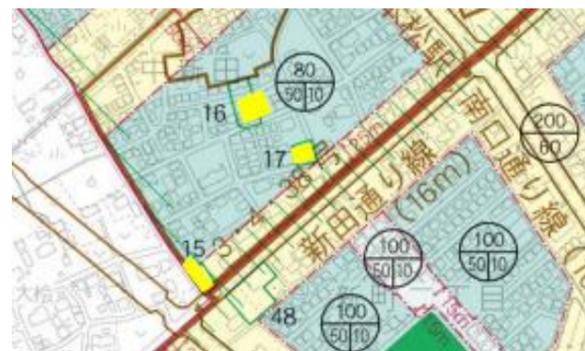
(2) 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	面積	変更理由
第15号	区域変更	約0.05ha	土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されているため。
第16号	面積及び	約0.07ha	
第17号		約0.04ha	
第20号	区域変更	約0.05ha	
第33号		約0.06ha	

【位置図】

緑：変更前の生産緑地 黄：変更後の生産緑地

第15号、第16号、第17号(大字中新田字東山)



第20号(大字上広谷字北番田)



第33号(大字下新田字一本松)



3 都市計画変更に係る手続き

年月日	内容
令和5年10月10日	県知事との協議 ※県知事より、10月12日付けで異存ない旨回答。
令和5年11月6日から 令和5年11月20日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
令和5年12月21日	都市計画審議会へ諮問
令和5年12月下旬 (予定)	都市計画変更の告示